### 小学生・中学生向け法教育視聴覚教材の実践報告作成要領

### 1 実践報告の作成目的

小学生・中学生向け法教育視聴覚教材(以下「視聴覚教材」という。)を利用した授業の実践内容とその成果についてモデル授業例として公開することで,小学校及び中学校における法教育授業の実践を促進し,法教育の更なる普及を進めることを目的として作成するものである。

#### 2 作成要領

- (1) 実践報告の作成対象 視聴覚教材の全題材(小学生向け,中学生向け)の実践報告を作成する。
- (2) モデル授業の実施
  - ア 実践報告の作成に当たっては、小学校又は中学校において、教材を用いたモ デル授業を実施する。
  - イ モデル授業は、法教育推進協議会教材作成部会小中学生向け視聴覚教材作成 グループ委員(以下「グループ委員」という。)又は同委員が紹介する教員(以 下「授業実施教員」という。)が実施する。
  - ウ モデル授業の時間数は、授業実施教員が題材の内容や授業計画に応じて決定 する。
- (3) 実践報告の執筆等
  - ア 実践報告は、グループ委員及び授業実施教員が共同で執筆することとし、担当は、別紙1のとおりとする。
  - イ 実践報告の様式例は、別紙2のとおりとする。
  - ウ 実践報告の提出その他の法務省との連絡調整については,原則として,担当 のグループ委員が行うこととする。

#### 3 実践報告の公開等

グループ委員から提出された実践報告については、法務省において集約の上、小中学生向け視聴覚教材作成グループの成果物として取りまとめ、法教育推進協議会及び教材作成部会において了承を得た上で法務省ホームページに公開する。

### 4 スケジュール

- (1) モデル授業実施日時の決定及び法務省への連絡期限 モデル授業実施日の3週間前まで
- (2) 実践報告の法務省への提出期限2019年10月31日(木)
- (3) 法教育推進協議会及び教材作成部会の開催時期 2019年11月以降
- (4) 法務省ホームページにおける実践報告の公開時期 2019年度中

モデル授業例		執筆者	
		グループ委員	授業実施教員 (実施校)
	(1) けんかの解決方法を考えよう!	磯山恭子 委員	杉本傳教諭・守屋貴光教諭・増田裕樹教諭 (静岡大学教育学部附属静岡小学校)
	(2) 約束って何だろう?	櫻井正義 委員	櫻井正義委員 (東久留米市立本村小学校)
小学生向け	(3) 本当のことって何だろう?	磯山恭子 委員	杉本傳教諭・守屋貴光教諭・増田裕樹教諭 (静岡大学教育学部附属静岡小学校)
	(4) きめきめ王国	櫻井正義 委員	櫻井正義委員 (東久留米市立本村小学校)
	(5) 書き込む前に考えよう!	櫻井正義 委員	櫻井正義委員 (東久留米市立本村小学校)
	(1) ルールづくり	磯山恭子 委員	杉山高久教諭 (森町立森中学校)
中学生向け	(2) 私法と消費者保護	大山敏 委員	三枝利多教諭 (目黒区立東山中学校)
1. 子工间()	(3) 私たちのくらしと憲法	大山敏 委員	山川幸伸教諭 (台東区立御徒町台東中学校)
	(4) 司法	磯山恭子 委員	高橋壮臣教諭・神村佳佑教諭 (袋井市立袋井中学校)

## 法教育推進協議会教材作成部会委員 ● ● ●

(●●中学校教諭)

## 法教育授業実践報告 (●学生向け法教育視聴覚教材「●●」)

1	実施	口咕
Τ.	<del>Z</del> Mil	ロュ

●●年●●月●●日(●) 午●時~午●時(第●時限)

- 2 実施校等
  - (1) 実施校
    - ●●中学校
  - (2) 学年
    - 第●学年
  - (3) 教科等
  - (4) 指導者同校教諭 ●●●●
- 3 単元等
  - (1) 単元(学習指導要領における位置付け)
  - (2) 目標
  - (3) 指導計画
- 4 本時
  - (1) 目標
  - (2) 展開

٠.	7 16 41 W		
	進行 (所要)	内容	指導上の留意点

- (3) 実践報告(成果と課題など)
- (4) 参考資料 (使用教材・資料,授業の様子・板書など)
- 5 参考:新学習指導要領における位置付け

●●年●●月●●日

## 法教育推進協議会教材作成部会委員 ● ● ●

(●●中学校教諭)

# 法教育授業実践報告 (中学生向け法教育視聴覚教材「ルールづくり」)

- 1 実施日時
  - ●●年●●月●●日(●) 午●時~午●時(第●時限)
- 2 実施校等
  - (1) 実施校
    - ●●中学校
  - (2) 学年
    - 第●学年
  - (3) 教科等 社会科「公民的分野」
  - (4) 指導者同校教諭 ●●●●
- 3 単元等
  - (1) 単元(学習指導要領における位置付け) ごみ収集に関するルールを作ろう(中学校学習指導要領「社会科(公民的分野)」 の大項目「(1) 私たちと現代社会」の中項目「イ 現代社会をとらえる見方や考 え方」
  - (2) 目標

ルール作成による紛争解決を通じて、社会生活におけるルールの意義及び取り 決めの重要性やルールの必要性、それを守る意義について理解する。

(3) 指導計画

1 時間目・・・(本時)

2 時間目 ・・・

### 4 本時

(1) 目標

ア ルールについての関心を高め、社会生活におけるルールの意義について考える態度を養う。

イ ルール作成による紛争解決を通じて、社会生活における取決めの重要性、集

団内の個人の自由を保障するためのルールの必要性, それを守る意義について 考えさせる。

- ウ 事例の望ましい解決策 (ルール) を作成し表現させる。
- エ 作成したルールについて、合理的に考察し評価することができる。

## (2) 展開

(注) 実際の授業に即した形で作成する。以下は、大まかなイメージを示すため、試行授業時の指導計画をそのまま記載している。

め, 声	式行授業時の指導計画をそのまま記載	
進行 (所要)	内容	指導上の留意点
導入 (9分)	課題(日常生活における紛争)を把握させる。 ・「これから、ある町で起こっを事話しためのルールを解決するための学習が起こった事が、どういう問題が発問した。まず、どういう問題提起1」を視聴させる。(約6分)・「ごみなりしたらう」とではいるのが、守いるいならうだけでのようがあれたもらうには必要がる人をもいるが、のいをするにもらいをするにもらいをするがでながっているが、映像の続きを観でいるが、のいをするがでするが、ではどいでないるが、ではどいでないるが、ではどいでない。ではどいではいるが、ではいるのにもらいをするにもらいをするにもらいをするにもらいをするにもらいをする。(約3人)	
展開① (13 分)	紛争解決のためのルールづくり・合意形成を行わせる(立場ごとの意見の形成)。 ・「それぞれ町の人たちの立場ごとに分かれて班を作って、それぞれの立場から解決策を考えてみよう」と発問し、同じ立場の生徒同士のグループを作り、生徒間で話合いを行わせる。(約10分)	・班ごとの役割演技に徹し, 自分たちの立場を理解し, その立場から問題の解決策 を考える(町内会長役の生 徒は客観的な立場から解決 策を考える。)。また,他 者を説得できる案を提示する。 ・罰則を設けることのみに着 目しないよう留意する ・展開での話合いの班が考え

_		<u>,                                    </u>
		た町内会規約案を整理する。 ・ここでは、第三者の立場にある町内会長の解決策は発表しない。
展開② (15 分)	紛争解決のためのルールづくり・合意形成を行わせる(各立場の者との話合い)。 ・「それぞれの立場の人たちが考えた解決策を踏まえ,各班から1名ずつ集まって町内会の班を作り、話し合って町内会規約を作ってみよう」と発問し、各立場1名ずつからなるグループを作り、生徒間で話合いを行わせる。(約10分) 生徒から発表させる。(約5分)	・話合いは、第三者の立場である町内会長役の生徒を中心に行う。 ・問題点、対立点を明確にしながら、グループで話合いをする。 ・町内会規約の論点が拡散するとき(ごみ収集場所を地下に設ける、2階建てにする等というように)は、論点を整理する。
展開③ (9分)	ルールの評価を行わせる。 ・「なぜルールが必要なのか,そして良いルールとはどのようなものなのか,その評価の視点を意識して映像を観てみよう」と発問し,教材「解説1」,「解説2」を視聴させる。(約6分) ルールの評価を行わせる。 ・「今学んだルールを評価する4つの視点にあてはめて,みんなが作ったルールを評価してみよう」と	<ul><li>・①手段の相当性,②明確性,</li><li>③平等性(公正さ),④手続の公平性の4つの視点から評価する。</li></ul>
	発問し、生徒個人による振り返り をさせる。	り計画する。
まとめ (4分)	教員によるまとめを行う。 ・「今日はみんなで町内会規約というルールを考えてもらったけど、町内会規約だけではなく、私たちが住む社会にはさまざまなルールがあるが、映像で見たように、実際に私たちの社会に存在するルールがもめごとの解決に役立っているし、みんながルールを守ることで、安心して暮らすことができている。 そして、誰か一人でルールを決めてしまうのではなく、みんなが話合いに参加して決めることで、	<ul> <li>・ルールの機能について言及する。</li> <li>・紛争を解決する機能</li> <li>・秩序を維持する機能</li> <li>・手続の公平性について言及し、ルールが多様な意見を尊重するものであることに触れる。</li> </ul>

いろんな人の意見を尊重するこ	
とができるルールになるし, 決め	
たルールを納得して受け入れる	
ことができる。」	

(3) 実践報告(成果と課題など)

(注)「成果」,「課題」のほか,「生徒(児童)の変容」,「生徒(児童)の声」 など,実践報告として有用な情報を記載する。

. . .

- (4) 参考資料 (使用教材・資料,授業の様子・板書など)
  - (注) 教材から使用した「ワークシート」や「資料」のほか、授業の様子・板書の「写真」など、実践報告として有用な参考資料を記載(添付)する。なお、法務省 HP で公表する資料となるため、公表不可の写真等は添付しないこと。

• • •

5 参考:新学習指導要領における位置付け 新学習指導要領 社会科「公民的分野」

大項目「私たちと現代社会」

中項目「現代社会を捉える枠組み対立と合意,効率と公正などに着目して,課題を追究したり解決したりする活動を通して,次の事項を身に付けることができるよう指導する。」